

次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項及び農業経営基盤強化促進法等の一部改正する法律(令和4年5月27日法律第56号)附則第10条の規定に基づき、下記の間、公益財団法人熊本県農業公社において公衆の縦覧に供する。

1 縦覧の期間： 令和7年 06 月 11 日 ～ 令和7年 06 月 17 日

2 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地 (※同一地番は、期間借地によるもの)	賃借期間	
	年	月
山江村大字万江甲字宮津留21	5	
山江村大字万江甲字宮津留23	5	
山江村大字万江甲字熊山鶴48	5	